

## ○ 良好な生活環境の保全に関する条例の規定による特定施設

(条例第2条、規則第4条 別表第1)

1	学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下「総床面積」という。）が160㎡以上500㎡未満の事業場に係るものに限る。）
2	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が120㎡以上360㎡未満の事業場に係るものに限る。）
3	飲食店（次項及び5の項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が140㎡以上420㎡未満の事業場に係るものに限る。）
4	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次項に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が210㎡以上630㎡未満の事業場に係るものに限る。）
5	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が500㎡以上1,500㎡未満の事業場に係るものに限る。）
6	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院に設置される施設であって、次の各号に掲げるもの（病床数が、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定による指定地域にあつては50以上120未満、当該指定地域以外の地域にあつては50以上300未満の事業場に係るものに限る。） (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設
7	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場に設置される水産物に係る施設であつて、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が200㎡以上1,000㎡未満の事業場に係るものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場
8	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車特定整備事業の用に供する洗車施設であつて、自動式車両洗浄施設以外のもの（屋内作業場の総面積が300㎡以上800㎡未満の事業場に係るものに限る。）
9	舗装材料製造業の用に供する塵ガス洗浄施設（アスファルトプラントに係るものに限る。）

### ◆ 良好な生活環境の保全に関する条例の規定による特定施設の設置届出

上記の特定施設（9業種）の設置に伴い、工場又は事業場から公共用水域※に水を排出するときは、工事着手の60日前までに特定施設の設置届出を届け出てください。なお、特定施設の所在地が長野市又は松本市の場合は、それぞれの市へ届け出てください。

※下水道に接続する事業場であっても、冷却水や雨水を公共用水域に排出する場合は届出が必要です。

### ◆ 届出様式

条例に基づく届出様式は、地域振興局環境担当課の窓口で配布するほか、長野県公式ホームページに掲載していますのでご利用ください。

また、届出書類の記入例及び記入上の注意については、p.7～49を参考にしてください。

〈掲載場所〉

長野県公式ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/>) から、  
→ 「申請・届出様式」 をクリック  
→ 「暮らし・環境」 をクリック  
→ 「自然・水・大気」 をクリック  
→ 「良好な生活環境の保全に関する条例関係」 をクリック

### ◆ 届出方法

届出書を2部（正本1部、写し1部）作成し、地域振興局環境担当課（p.60参照）に提出してください。届出書に収受印を押印し、1部（写し）を届出者へ返却します。

なお、形式的に不備のない届出書を収受した日が受理日となります。